

令和4年第2回宮崎市議会（3月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	53件
報告	12件
合計	65件

2 内訳

（1）議案（53件）

令和4年度当初予算案（16件）	議案第2号～議案第17号
令和3年度補正予算案（15件）	議案第18号～議案第32号
辺地に係る総合整備計画の策定（2件）	議案第33号・議案第34号
町及び字の区域の変更（1件）	議案第35号
字の区域の変更（1件）	議案第36号
市道路線の廃止（1件）	議案第37号
市道路線の認定（1件）	議案第38号
公の施設の指定管理者の指定（1件）	議案第39号
包括外部監査契約の締結（1件）	議案第40号
和解及び損害賠償の額を定めること（1件）	議案第41号
条例案（12件）	議案第42号～議案第53号
令和3年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件）	議案第54号

（2）報告（12件）

専決処分の報告（12件）	報告第1号～報告第12号
・ 議決事項の一部変更（2件）	
・ 和解及び損害賠償の額を定めること（10件）	

3 議案の概要

議案第2号から議案第17号まで 令和4年度当初予算案(16件)

《一般会計》

議案第2号 令和4年度宮崎市一般会計予算案 【財政課(予算担当課)】

《特別会計》

議案第3号 令和4年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案

議案第4号 令和4年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案

議案第5号 令和4年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第6号 令和4年度宮崎市公園墓地特別会計予算案

議案第7号 令和4年度宮崎市卸売市場特別会計予算案

議案第8号 令和4年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案

議案第9号 令和4年度宮崎市介護保険特別会計予算案

議案第10号 令和4年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計予算案

議案第11号 令和4年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案

議案第12号 令和4年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課(予算担当課)】

《企業会計》

議案第13号 令和4年度宮崎市水道事業会計予算案

議案第14号 令和4年度宮崎市工業用水道事業会計予算案

議案第15号 令和4年度宮崎市公共下水道事業会計予算案

議案第16号 令和4年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第17号 令和4年度宮崎市田野病院事業会計予算案

【保健医療課】

別添「令和4年度当初予算案のポイント」「令和4年度当初予算案の概要」

「令和4年度一般会計予算案の概要【資料編】」のとおり

議案第18号から議案第32号まで 令和3年度補正予算案(15件)

《一般会計》

議案第18号 令和3年度宮崎市一般会計補正予算(第18号)案

【財政課(予算担当課)】

《特別会計》

議案第19号 令和3年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算(第1号)案

議案第20号 令和3年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案

議案第21号 令和3年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案

議案第22号 令和3年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算(第2号)案

議案第23号 令和3年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算(第1号)案

議案第24号 令和3年度宮崎市介護保険特別会計補正予算(第3号)案

議案第25号 令和3年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)案

議案第26号 令和3年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)案

議案第27号 令和3年度宮崎市公債管理特別会計補正予算(第1号)案

【財政課(予算担当課)】

《企業会計》

議案第28号 令和3年度宮崎市水道事業会計補正予算(第1号)案

議案第29号 令和3年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算(第1号)案

議案第30号 令和3年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算(第1号)案

議案第31号 令和3年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第32号 令和3年度宮崎市田野病院事業会計補正予算(第1号)案

【保健医療課】

別添「令和3年度3月補正予算案概要」のとおり

提案理由

堀口辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本案を提出するもの。

総合整備計画書の内容

- (1) 概況 人口 59人 面積 3.6km²
 (2) 位置 田野町乙 字 鷹ノ巣、大松ケ尾、弓場ノ後、鳶ノ巣、下尾谷、地藏原、中野、蛇ケ谷、豆野
 (地域の中心の位置 田野町乙11890番地1)
 (3) 辺地度点数 153点
 (4) 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで (単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	宮崎市	76,824		76,824	76,824
合計		76,824		76,824	76,824

提案理由

灰ヶ野辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本案を提出するもの。

総合整備計画書の内容

- (1) 概況 人口 53人 面積 0.9km²
- (2) 位置 田野町乙 字 灰ヶ野、堀ノ下
(地域の中心の位置 田野町乙12763番地6)
- (3) 辺地度点数 148点
- (4) 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで (単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	宮崎市	25,693		25,693	25,693
合計		25,693		25,693	25,693

提案理由

住居表示の実施に伴い、町及び字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出するもの。

変更内容

次のとおり町及び字の区域を変更する。

変更後	現行
「薫る坂二丁目」の一部	「大字恒久字諏訪」「大字恒久字曾井」「古城町南田」「古城町後藤寺迫」の一部

(参考) 令和3年12月定例会

議案第180号：住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて

概要(実施区域)

薫る坂団地南東部隣接区域(「大字恒久字諏訪」「大字恒久字曾井」「古城町南田」「古城町後藤寺迫」の一部)

提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出するもの。

変更内容

令和3年12月3日換地計画決定に係る土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業（内山東地区）川原田換地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

	変更後	現行
1	「宮崎市高岡町浦之名字宮ノ下」	「宮崎市高岡町浦之名字上水流4101番7」ほか
2	「宮崎市高岡町浦之名字浜鈴」	「宮崎市高岡町浦之名字浜鈴3988番1に隣接する道路である市有地の一部」

施行日

土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業（内山東地区）川原田換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

廃止路線合計

(1) 事業関係			
	都市計画道路の変更に伴う廃止ほか	6 路線	7,192.6m
	計	6 路線	7,192.6m

提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

認定路線合計

(1) 事業関係			
	区画整理事業に伴う認定ほか	67 路線	12,668.8m
(2) 開発行為関係		11 路線	1,275.6m
(3) 地元申請関係		2 路線	261.6m
計		80 路線	14,206.0m

提案理由

宮崎みたま園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

概要

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎みたま園	宮交ビルマネジメント株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

提案理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、本案を提出するもの。

契約の概要

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| (2) 契約の始期 | 令和4年4月1日 |
| (3) 契約の金額 | 10,460,186円を上限とする額 |
| (4) 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告書提出後一括払い |
| (5) 契約の相手方 | 税理士 |

提案理由

市道上の事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するもの。

主な内容

《事故の概要》 歩道の転落防止柵にもたれかかっていた相手方が歩き出そうとしたところ、当該柵が損壊したため歩道から転落し、相手方の人身傷害が生じた。

《事故発生日》 令和3年8月19日

《事故の場所》 宮崎市吉村町井手ノ中甲812番1

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 1,104,061円（市が相手方に対して）
（市は、相手方に当該賠償額から市の概算払額金330,061円を控除した額金774,000円を支払う。）

《過失の割合》 市100%

議案第42号から議案第53号まで 条例案(12件)

議案第42号 宮崎市個人情報保護条例の一部改正について

【総務法制課】

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、所要の改正を行うため。

主な内容

条例中で引用している「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。(第2条)

施行期日

令和4年4月1日

議案第43号 宮崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【人事課】

提案理由

本市非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和する等のため。

主な内容

1 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和(第2条、第20条)

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。

2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等(第24条、第25条)

任命権者は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- (2) 勤務環境の整備(研修実施、相談体制整備等)

施行期日

令和4年4月1日

議案第44号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について 【人事課】

提案理由

令和4年4月から2年間、市長の給料月額を減額を行うため。

主な内容

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給する市長の給料等の額を10分の3減額する。(附則第2項)

施行期日

令和4年4月1日

議案第45号 宮崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について 【工業政策課】

提案理由

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に係る期間についての改正を行うため。

主な内容

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に係る期間を地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令で定める期間とする。(第2条)

施行期日

公布の日

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

主な内容

1 児童福祉施設の設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

- ・ 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的な計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) その他の基準等（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

施行期日

令和4年4月1日（経過措置の規定あり）

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

主な内容

1 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策(第3条後段)

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、家庭的保育事業所等の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 身体的苦痛を与える行為等の禁止(第4条)

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用乳幼児の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為をしてはならない。

(2) その他の基準等(第3条前段)

(1)に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)の定めるところによる。

2 検討(附則第3項)

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

施行期日

令和4年4月1日(経過措置の規定あり)

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

主な内容

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

- ・ 身体的苦痛を与える行為等の禁止（第4条）

特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対し、教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為をしてはならない。

(2) その他の基準等（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「府令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

府令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

施行期日

令和4年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第 4 9 号 宮崎広域都市計画事業青島シーガル土地区画整理事業施行条例の廃止について 【区画整理課】

提案理由

宮崎広域都市計画事業青島シーガル土地区画整理事業が終了したため。

主な内容

宮崎広域都市計画事業青島シーガル土地区画整理事業が終了したため、条例を廃止するもの。

施行期日

公布の日

議案第 5 0 号 宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業施行条例の廃止について 【区画整理課】

提案理由

宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業が終了したため。

主な内容

宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業が終了したため、条例を廃止するもの。

施行期日

公布の日

提案理由

宮崎市仮屋原地区農業集落排水処理施設の用途廃止を行うため。

主な内容

1 宮崎市仮屋原地区農業集落排水処理施設の用途廃止

別表に規定している宮崎市仮屋原地区農業集落排水処理施設の名称及び位置を削除する。

2 その他（附則による改正）

「宮崎市下水道条例」及び「宮崎市公共下水道事業分担金徴収条例」に、1の用途廃止に伴う経過措置を設ける。

施行期日

令和4年4月1日

議案第52号 宮崎市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について 【消防局 総務課】

提案理由

消防団員に支給する報酬として、新たに出動報酬を設ける等のため。

主な内容

1 年額報酬額の改定（第6条、別表第1）

班長及び団員の年額報酬額を次のとおり改定する。

階級	年額報酬額	
	改正後	現行
班長	37,000 円	36,000 円
団員	36,500 円	30,000 円

2 出動報酬の新設（第6条、別表第2）

消防団員に次のとおり出動報酬を支給する。

区分	出動報酬額
災害の警戒、鎮圧等に出動した場合	1 回につき 4,000円（ただし、1 回当たりの出動が4 時間を超えた場合は、4 時間までごとに4,000円を加算した額とする。）
訓練その他の消防業務に従事した場合	1 回につき 3,700円

施行期日

令和4年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

議案第53号 宮崎市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 【消防局 総務課】

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正を踏まえ、非常勤消防団員に係る損害補償を受ける権利を担保とする特例を廃止するため。

主な内容

消防団員等公務災害補償を担保とした貸付けの特例が廃止されたことを踏まえ、非常勤消防団員に係る損害補償を受ける権利を担保に供することができる規定を削る。（第3条）

施行期日

令和4年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第54号 「令和3年度宮崎市一般会計補正予算(第17号)」の専決処分について
【財政課(商業政策課)】

概要

国の「まん延防止等重点措置」の適用期間延長に伴い、県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給のための経費について、予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

主な内容

別添「令和3年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要」のとおり

4 報告の概要

報告第1号～報告第12号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分(工事請負契約)

報告第1号 専決処分の報告について

【契約課(環境施設課)】

概要

令和3年6月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

変更事項

- 「3 契約の金額 181,804,576円」を
- 「3 契約の金額 182,760,474円」に変更する。
- (955,898円の増額)

変更理由

・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の移設に係る増額変更について

当初、内之八重処理場で使用していた電気機器は、製造された時期からPCBは含有されていないものと想定していたが、受注者が成分分析を行ったところ、一部の電気機器においてPCBを含有していることが判明した。

PCB廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処分する必要があるが、運搬・処分業者との契約や実際に処分するまでの調整に多大な時間を要し、本工事の作業工程に支障を来すことから、一時的に保管するための仮置場を設置し、移設する必要が生じたため。

(参考)議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結(令和3年6月定例会 議案第122号)

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 工事名 | 内之八重処理場解体撤去工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 181,804,576円 |
| 4 | 契約の相手方 | 井上・春山・シンケン特定建設工事共同企業体 |

概要

令和3年3月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

変更事項

- 「3 契約の金額 319,550,000円」を
「3 契約の金額 326,242,767円」に変更する。
(6,692,767円の増額)

変更理由

・杭工事に伴う増額変更について

当初、既製コンクリート杭の長さについては、事前ボーリング調査結果を基に支持地盤を想定し決定していたが、杭工事前にチェックボーリングを実施したところ、支持地盤に定着させるには、当初想定よりも長い杭に変更する必要性が生じたため。

また、杭孔掘削の際、軟弱地盤や地下水等の影響により、汚泥量が増加したことから、産業廃棄物処分量が増加したため。

(参考) 議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和3年3月定例会 議案第34号）

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 工事名 | 小戸保育所新築工事のうち建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 319,550,000円 |
| 4 契約の相手方 | 根井・山春・金丸特定建設工事共同企業体 |

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分(公用車運転中の事故等)

報告第3号～報告第12号 専決処分の報告について

【報告第3号】	【子育て支援課】
《事故の概要》	市の軽自動車相手方のマンションの花壇に接触し、花壇の一部が破損した。
《事故発生日》	令和3年11月16日
《事故の場所》	宮崎市太田1丁目1番36号
《損害賠償額》	損害に係る賠償 81,400円(市が相手方に対して)
《過失の割合》	市100%
【報告第4号】	【消防局 警防課】
《事故の概要》	駐車中の相手方の普通自動車に市の消防自動車接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年10月30日
《事故の場所》	宮崎市下北方町塚原5821番地18 宮崎市消防団大宮分団第6部消防団車庫敷地内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 402,820円(市が相手方に対して)
《過失の割合》	市100%
【報告第5号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方が自転車で走行中に、グレーチング蓋と側溝の蓋の隙間に前輪がはまって急停止し、その際の衝撃により相手方の人身傷害が生じた。
《事故発生日》	令和3年7月24日
《事故の場所》	宮崎市一の宮町68番地北側道路上
《損害賠償額》	人身傷害に係る賠償 294,168円(市が相手方に対して)
《過失の割合》	市80%、相手方20%
【報告第6号】	【道路維持課】
《事故の概要》	借受人の運転する相手方の軽自動車グレーチング蓋の外れていた側溝に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年9月29日
《事故の場所》	宮崎市大字吉野字大原930番東側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 6,600円(市が相手方に対して)
《過失の割合》	市50%、相手方50%
【報告第7号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の軽自動車道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年10月3日
《事故の場所》	宮崎市池内町楠木4082番先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 5,390円(市が相手方に対して)
《過失の割合》	市50%、相手方50%

<p>【報告第8号】</p> <p>《事故の概要》 借受人の運転する相手方の普通自動車は道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。</p> <p>《事故発生日》 令和3年11月9日</p> <p>《事故の場所》 宮崎市吉村町西中甲1340番地南側道路上</p> <p>《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 9,372円（市が相手方に対して）</p> <p>《過失の割合》 市30%、相手方70%</p>	<p>【道路維持課】</p>
<p>【報告第9号】</p> <p>《事故の概要》 相手方の軽自動車が道路の穴ぼこに乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。</p> <p>《事故発生日》 令和3年8月18日</p> <p>《事故の場所》 宮崎市清武町船引字白ヶ野4652番3の道路上</p> <p>《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 4,840円（市が相手方に対して）</p> <p>《過失の割合》 市50%、相手方50%</p>	<p>【清武総合支所 農林建設課】</p>
<p>【報告第10号】</p> <p>《事故の概要》 相手方の小型自動車が道路の穴ぼこに乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。</p> <p>《事故発生日》 令和3年8月19日</p> <p>《事故の場所》 宮崎市清武町船引字白ヶ野4652番3の道路上</p> <p>《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 15,290円（市が相手方に対して）</p> <p>《過失の割合》 市50%、相手方50%</p>	<p>【清武総合支所 農林建設課】</p>
<p>【報告第11号】</p> <p>《事故の概要》 相手方の軽自動車がグレーチング蓋の上を通過したところ、跳ね上がったグレーチング蓋が車体下部に当たり、相手方の車両破損が生じた。</p> <p>《事故発生日》 令和3年11月19日</p> <p>《事故の場所》 宮崎市清武町加納字長嶺甲2785番2先道路上</p> <p>《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 148,400円（市が相手方に対して）</p> <p>《過失の割合》 市100%</p>	<p>【清武総合支所 農林建設課】</p>
<p>【報告第12号】</p> <p>《事故の概要》 老朽化した市の土留めのブロック塀が大雨により倒壊し、駐車中の相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。</p> <p>《事故発生日》 令和3年9月16日</p> <p>《事故の場所》 宮崎市大字熊野10956番地 市立木花小学校敷地内</p> <p>《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 99,011円（市が相手方に対して）</p> <p>《過失の割合》 市100%</p>	<p>【教育委員会 学校施設課】</p>